

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て家庭等への支援について

令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策関連事業

NO	事業名	事業概要	実績
1	保育所等における感染症拡大防止対策推進事業	【国制度】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育所等が子ども用マスク、消毒液等の保健衛生用品の購入に要する費用を補助するとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な費用を1施設あたり50万円を上限に補助しました。	補助申請施設数 94施設 補助額 42,348千円  (R2年度) 補助申請施設数 105施設 ・1回目 100施設 ・2回目 187,941千円 補助額
2	GIGAスクール推進事業	災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用した遠隔授業等により、子どもたちの学びを保障できる環境を整備しました。	小学校3年生の児童生徒に1人1台端末を配備  (R2年度) 小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒に1人1台端末を配備
5	新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業	妊婦の新型コロナウイルス感染症への不安を解消するため、新型コロナウイルス感染症の症状がない場合でも、妊婦が検査を希望し、医師が必要と判断した場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を1人1回2万円を上限に助成しました。	検査件数 21件 補助額 420千円  (R2年度) 検査件数 5件 補助額 100千円
6	新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響により妊産婦のかたは日常生活等が制限され、自身や胎児、新生児の健康等について不安を抱えて生活している状況です。このような中、助産師や保健師等がオンラインにより育児などの知識や技術を紹介し、子育て相談を行うなど、妊産婦の方に寄り添った支援を実施しました。	相談件数 オンラインマタニティ講座 119件 オンライン相談 0件  (R2年度) 相談件数 オンラインマタニティ講座 5件 オンライン相談 4件
7	学びの継続のための修学支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に就学が困難となっている高校生・大学生等が学校への進学や就学を断念することのないよう、臨時的に給付型の就学支援金を支給しました。	支給人数 高校生 1人 大学生 2人 支給額 984千円  (R2年度) 支給人数 高校生 2人 大学生 3人 支給額 981千円
10	学校教育活動継続支援事業	国補助を活用し、全ての小学校(43校)・中学校(19校)において、新型コロナウイルス感染症対策強化に必要な保健衛生用品などの追加購入や、教職員のICT能力向上等に資する図書や教材の購入を支援するための経費を措置しました。	小学校(43校) 44,482千円 中学校(19校) 20,527千円  (R2年度) 小学校(43校) 55,731千円 中学校(19校) 25,891千円  ※学校再開支援事業
11	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業	【国制度】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。  【支給対象】 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者(申請不要) ②公的年金等の受給により、児童扶養手当が不支給となっている者(要申請) ③家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同等の者(要申請)  【支給額】 児童1人当たり一律5万円	支給件数 3,017件 支給対象児童数 4,391人 給付額 219,550千円

12	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)給付事業	<p>【国制度】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。</p> <p>【支給対象】 ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者で、 令和3年度分の市民税均等割が非課税である者(申請不要) ②①以外の18歳未満の児童(障がい児については20歳未満)の養育者で、以下のいずれかに該当する者(要申請) ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税者と同等の者(要申請)</p> <p>【支給額】 児童1人当たり一律5万円</p>	<p>支給件数 1,453件 支給対象児童数 2,604人 給付額 130,200千円</p>
13	子育て世帯への臨時特別給付事業	<p>【国制度】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給しました。 また、上記に加え、離婚等により、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない方に対し、子育てを支援する目的で支援給付金を支給しました。</p> <p>【支給対象】 以下のいずれかに該当する児童手当所得制限限度額未満の者 ①令和3年9月分の児童手当の受給者 ②令和3年9月30日時点の高校生等の父母等 ③令和4年3月31日までに出生した新生児の父母等 ④離婚等により、以下のいずれかに該当する者 ・新たに児童手当の受給者となった者(令和3年10月分～令和4年3月分) ・新たに高校生等を養育することとなった父母等(令和4年2月28日時点)</p> <p>【支給額】 児童1人当たり10万円 ※ただし、支援給付金については、元養育者から既に給付金の一部を受け取っていたり、児童のために消費されている場合は、その額を差し引いた額(申請による自己申告)</p>	<p>支給件数 22,130件 支給対象児童数 36,269人 給付額(※支援給付金含む) 3,626,550千円</p>